

津市家具等転倒防止対策啓発事業実施要綱

平成26年4月21日訓第31号

改正 平成28年3月30日訓第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、広く市民に自宅の家具の転倒防止対策を普及することにより、地震による家具等の転倒による被害の軽減に資するため、固定金具の配付及び取付けを支援する事業（以下「啓発事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 居住の用に供されている住宅において生活の用に供する家具及び家庭用電気機械器具で、地震により転倒し、又は移動するおそれのあるものをいう。
- (2) 固定金具 家具等の転倒を防止する目的で、家具等と家屋の壁、柱等を固定する金物のうち、啓発事業の実施により本市が配付を行うものをいう。
- (3) ボランティア団体 啓発事業を実施するに当たり、無償で固定金具の取付けの支援（以下「取付支援」という。）を担う団体及び組織等をいう。

(配付及び取付支援の対象等)

第3条 固定金具の配付の対象は、本市の区域内に住所を有する者で、自ら居住する住宅において家具等の固定のための金具の配付及び取付けを希望するものとする。

2 取付支援の対象は、自ら固定金具を取り付けることが困難で、取付支援を必要とする者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (2) 次のいずれかに該当する者が同居する世帯に属する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号級別の欄の1級から3級までのもの

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表障害等級の欄の1級のもの

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者で、当該要介護認定に係る要介護状態区分（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する区分をいう。）が要介護3から要介護5までのもの

エ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）及び三重県療育手帳制度実施要綱（昭和63年4月1日制定）により療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度がAのもの

3 固定金具の配付及び取付支援は、それぞれ実施年度を問わず1世帯につき1回限りとする。

（利用の申請）

第4条 啓発事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、家具等転倒防止対策啓発事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（固定金具の配付）

第5条 市長は、固定金具の配付について、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査の上、その利用を認めるときは、申請者に固定金具を配付するものとする。

（取付支援）

第6条 前条の場合において、市長は、取付支援の希望があるときは、その内容を審査の上、当該取付支援の利用を認めるときは、ボランティア団体に取付作業を依頼するものとする。

（実績の報告）

第7条 前2条の規定により固定金具の配付及び取付支援を受けた者は、当該固定金具の取付けが完了した日から30日以内に、家具等転倒防止対策啓発事業実績報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）に写真を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子メールでの送信等をもって報告書の提出に代えることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日訓第24号)

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

家具等転倒防止対策啓発事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 -)

住 所
氏 名
電 話

年度津市家具等転倒防止対策啓発事業を利用したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たって、申請者及び世帯員の公簿等の確認を行うことに同意します。

世帯員	氏 名	生 年 月 日	続柄	障害者手帳の等級等
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
家 屋 の 所 在 地				
家 屋 の 種 類		持ち家 ・ 借家 ・ アパート ・ 公営住宅 ()		
本申請の内容を取付支援を担うボランティア団体に提供することに同意した上で、固定金具を取り付けることについて		希望する ・ 希望しない		
家主等の承諾 (持ち家でない場合)		本申請により、家屋内の家具等転倒防止のため、金具等により家具等を家屋（壁、柱等）に固定することを承諾します。 年 月 日 所有者 住 所 氏 名 ⑩ 電 話		

添付書類

- 固定金具の配付を希望する者
住所が確認できる書類（運転免許証の写し、健康保険証の写し等）
- 固定金具の配付及び取付けを希望する者
対象者要件が確認できる書類（世帯全員の住民票の写し、身体障害者手帳の写し等）

(表)
家具等転倒防止対策啓発事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 -)
住 所
氏 名
電 話

年度津市家具等転倒防止対策啓発事業を利用し、家具等の転倒防止対策が完了しましたので、次のとおり報告します。

1. 施工

(前)・(後)

2. 家具の種類

(タンス)

(本棚)

(食器棚)

(その他)

()

ここに写真を貼ってください

1. 施工

(前)・(後)

2. 家具の種類

(タンス)

(本棚)

(食器棚)

(その他)

()

ここに写真を貼ってください

(裏)

1. 施工

(前)・(後)

2. 家具の種類

タンス

本棚

食器棚

その他

()

ここに写真を貼ってください

1. 施工

(前)・(後)

2. 家具の種類

タンス

本棚

食器棚

その他

()

ここに写真を貼ってください

1. 施工

(前)・(後)

2. 家具の種類

タンス

本棚

食器棚

その他

()

ここに写真を貼ってください